



30初健食第30号

平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局財務課長

合田哲雄

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

三谷卓也

(印影印刷)

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について（通知）

平成31年1月25日に中央教育審議会において取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下、「答申」という。）を受けた学校における働き方改革に関する取組の徹底については、別添①のとおり通知したところですが、答申においては、別添②のとおり、学校における労働安全衛生管理の必要性についても言及されているところです。

これまで文部科学省では、「公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査について（結果）」（平成30年12月20日付け30初健食第24号。以下、「調査結果」という。）において、公立学校及び学校給食調理場（以下、「公立学校等」という。）における労働安全衛生管理体制等の整備状況についてお知らせし、関係法令の周知徹底を図るとともに、公立学校等における労働安全衛生対策に万全を期していくだくよう通知したところですが、答申も踏まえ、下記の点に留意し、一層の労働安全

衛生管理の充実に努めていただくようお願いします。

また、調査結果において、一部自治体より微小の差異がありましたので、別添③のとおり改めて修正後の調査結果をお知らせするとともに、文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353639.htm）において、各都道府県における学校種ごとの整備率についても掲載しておりますので、労働安全衛生管理体制の整備にあたって参考くださるよう、お願いします。

なお、文部科学省としては、別途、最新の状況を踏まえた啓発資料を作成・配布し、労働安全衛生法をはじめとする関係法令の情報を周知したり、勤務環境の改善事例等について周知するなどの取組を進めるとともに、教育委員会と医師会等との連携が一層図られるよう、日本医師会に対しても引き続きの協力を依頼するほか、各都道府県教育委員会及び各市町村教育委員会における取組状況についても定期的にフォローアップする予定としています。

各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いします。また、各都道府県教育委員会におかれましては、本件について域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いします。

記

- 1 労働安全衛生法により学校の規模に応じて義務付けられている労働安全衛生管理体制の未整備や医師による面接指導、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の未実施等は法令違反であり、学校の設置者は速やかに法令上求められている体制の整備等を行う必要があること。また、法令により義務付けられた定期健康診断の結果に基づく適切な事後措置を確実に行われたいこと。なお、教職員の保健管理に係る費用については、地方財政措置が講じられているところであり、労働安全衛生管理体制の整備等にあたって適切に活用されたいこと。
- 2 答申において、法令上の義務が課されていない学校においても、学校の設置者は可能な限り法令上の義務が課されている学校に準じた労働安全衛生管理体制の充実に努めるべきであるとされたことを踏まえ、各教育委員会において適切に取り組まれたいこと。

その際、今般の労働安全衛生法等の改正により、長時間労働やメンタルヘルス不

調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医・産業保健機能の強化が図られたことを踏まえ、例えば産業医の選任義務が無い規模の学校についても、教師の健康管理を担当する医師等を置いている場合には、医師等が産業医学の専門的な立場から、教師一人一人の健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備することが考えられるほか、こうした医師を置いていない場合にも、教育委員会として産業医の資格を持つ医師を選任し、域内の学校の教職員の健康管理等を行わせるといった工夫が考えられること。また、例えば学校医や管理職がその業務において教師の健康上の懸念点を発見した際に適切な専門医等との連携が取れるような環境を整えられたいこと。

さらに、ストレスチェックの実施についても、制度の趣旨を踏まえ、その結果に基づく面接指導の実施や結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置を含め、全ての学校において適切に実施されるよう取り組まれたいこと。

- 3 各教育委員会は、教職員への研修等を通じて、心身の健康保持の重要性やそのための方策、相談を受ける際の傾聴法等について理解を深められるようにするとともに、学校の管理職と協働して、職場における各種ハラスメントの防止や相談しやすい職場環境の整備など、各学校における必要な対策を講じられたいこと。
- 4 労働安全衛生管理体制の整備を行うだけでなく、これらの整備された体制が適切に機能することが重要であり、教育委員会の関係部局と学校がより緊密に連携して取り組まれたいこと。なお、文部科学省において、学校における労働安全衛生管理体制整備の際の留意点（別添④）を作成するとともに、労働安全衛生管理の充実に係る教育委員会の施策例（別添⑤）をとりまとめたほか、公立学校共済組合において、健康相談事業に関するリーフレット（別添⑥）が作成されているので、適宜参考にされたいこと。

【別添資料】

- 別添① 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）（平成31年3月18日 30文科初第1497号）
- 別添② 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）<労働安全衛生関係部分抜粋>
- 別添③ 公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査結果（修正）
- 別添④ 学校における労働安全衛生管理体制整備の際の留意点

別添⑤ 労働安全衛生管理の充実に係る教育委員会の施策例

別添⑥ 公立学校共済組合健康相談事業リーフレット

《本件担当》

(通知全般、労働安全衛生管理体制の整備について)

初等中等教育局健康教育・食育課企画調整係

TEL : 03-5253-4111 (代表) 内線 4950

(教職員のメンタルヘルス対策について)

初等中等教育局財務課教育公務員係

TEL : 03-5253-4111 (代表) 内線 2588

(公立学校共済組合について)

初等中等教育局財務課公立共済係

TEL : 03-5253-4111 (代表) 内線 3747